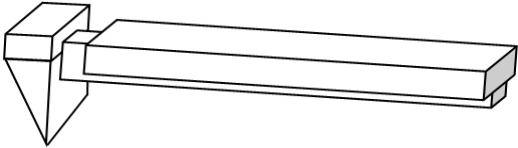


東郷町介護保険福祉用具Q & A（令和8年10月更新）

	項 目	質 問	回 答	参考根拠
1	全般	同時に複数の福祉用具を購入する場合の端数処理はどのようなか。	見積書の総額から利用者負担額を計算し、1円未満の端数がでたときは切り上げます。支給申請書の自己負担額は、合計の自己負担額に合うように調整して記載してください。 （例）シャワーチェア20,001円、入浴グリップ30,001円を同時に購入するとき、総額50,002円、給付額45,001円、自己負担額5,001円となります。	
2	腰掛便座	補高便座について、ウォシュレット機能付き便座は給付対象になるか。	原則、テクノエイド協会が福祉用具購入の対象となっている商品の場合、給付対象とする。 ただし、洗浄機能（ウォシュレット）のみを目的とする場合は、補高便座を購入する目的にそぐわないため、給付対象外となる。	
3	腰掛便座	リモコン付き便座は給付対象になるか。	カタログ等で腰掛便座部分とリモコン部分を分けて計算できる場合は、腰掛便座部分のみ給付対象と認め、リモコン分は給付対象外となる。 ただし、ケアプラン上リモコンが必要と認められるものは給付対象と考える場合もあるため、事前に相談してください。	

東郷町介護保険住宅改修Q & A（令和8年10月更新）

	項 目	質 問	回 答	参考根拠
1	全般	事業者の都合（資材不足や天候不良などの不測の事態）により事業者が領収する時期が遅れることで、利用者負担割合が変更になりそうな場合は？	事業者の都合により事業者が領収する時期が遅れることで、利用者負担割合が変更になりそうな場合は、完成日における負担割合を適用します。申請時に相談してください。	
2	全般	町内転居した場合、再び転居前の住所に戻った場合は、申請できるか。	町内転居した場合、支給限度基準額は20万円の利用ができます。再び転居前の住所に戻った場合は、転居前の住宅に係る支給状況が復活しますので、転居前の住宅改修の残額となります。	
3	全般	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4	全般	家族が行う工事は住宅改修の対象になるか。	本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることができる。この場合、工賃は支給対象外となる。 提出書類として、材料を販売した者が発行した領収証と本人又は家族等が作成した工事費内訳書の提出が必要となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

	項 目	質 問	回 答	参考根拠
5	全般	介護認定の申請中でも申請できるか。 また、現在入院していて退院予定がある場合はどうか。	事前に承認申請を行った上で工事を行い、介護度が決定後（または退院後）に支給申請を行うことができるようになる。 なお、介護度非該当（または退院しなくなった場合）は支給申請できず全額実費負担となる。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
6	全般	施設入所している要介護者が、毎月施設から外泊することがあるため住宅改修を行いたい。この場合介護保険の住宅改修の対象となるか。	生活の拠点は施設にあるため、支給対象外となる。	
7	全般	住宅改修工事に伴う清掃費は支給対象となるか。	改修工事に伴い発生した清掃部分については支給対象となる。 （柱や壁に穴を開けた際粉が飛ぶため施工後に清掃を行う、現状回復のための簡単な清掃など） ただし、最低限の必要清掃のみ対象となるため大掛かりなクリーニング清掃等は支給対象外となる。	
8	全般	同一の住宅に複数の被保険者が居住し、同時に工事する場合は支給限度額を合算できるか。	合算できない。支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。	12. 3. 8老企第42号居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（改正30. 7. 13）
9	手すりの取付け	前方ボード付手すりは支給の対象となるか。 	前方ボードの使用用途として便器への移乗、便器からの立ち上がり、排便時の姿勢保持がある。 移乗動作を目的とし、なおかつ前方ボードの形状としても適切なものとみなされるため支給対象となる。	
10	手すりの取付け	棚付き手すりは支給の対象となるか。	見積もりやカタログ等で棚部分と手すり部分を分けて計算できるときは、手すり部分のみ給付対象とすることができます。 ただし、本人が握力が無い場合やしっかり握れない場合は、棚状（上部平坦型）の形状の手すりを支給対象とする場合がある。	

	項 目	質 問	回 答	参考根拠
11	手すりの取付け	掘り込み手すり（造作）は支給の対象となるか。	「手すりの取付け」は国の基準では、「手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする」とあり、特殊形状の手すりが対象外であるとは断定できない。支給対象とする場合は、特殊形状としないといけない理由及び通常の縦付けや横付け等ではないといけない理由（本人の身体状況、介助方法、介助に必要な通路幅など）を理由書に詳細に記載していただき、その上での判断となります。	介護保険最新情報vol. 1059
12	手すりの取付け	階段等で両サイドの壁に手すりを設置する場合、介護保険の支給対象となるか。	被保険者本人の身体状況により判断する。 例えば片側に麻痺があり、上り下りいずれかで手すりを握ることができない場合は支給対象となる。	
13	手すりの取付け 段差の解消	勝手口や縁側から、洗濯物を干す等の理由により日常的にベランダに出入りする要介護者がいる。居室とベランダとで高低差があるため、ベランダ部分に踏み台の設置を行う工事は住宅改修の支給対象となるか。	被保険者本人の身体状況と生活により判断する。 例えば、洗濯物を干す等の日常的に行う家事のための工事は支給対象となる。一方、趣味嗜好を目的とした場所、生活動線から外れる位置の工事は支給対象とならない。	
14	手すりの取付け・段差の解消・床材の変更	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12. 11. 22 介護保険最新情報vol. 93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
15	段差の解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段数を増やして、一段あたりの高さを低くする場合は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。 また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
16	段差の解消	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいのか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	

	項 目	質 問	回 答	参考根拠
17	段差の解消	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。	
18	段差の解消	階段の段数は変えず、平面部分（踏み分）を広くして転倒防止を図ったり、車いすでの移動を安全なものにする工事は「段差の解消」として支給対象となるか。	段差自体は変わっていないため、支給対象とならない。	
19	段差の解消	掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事は支給対象となるか。	支給対象とならない。	
20	段差の解消	段差解消で敷居を撤去した場合に扉の下に隙間ができるが、それに伴う扉の交換は支給対象となるか。	このような理由での扉の交換は支給対象とならない。 ただし、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事は、段差の解消の付帯工事として支給対象となる。	
21	段差の解消	家事負担を軽くしたいため、洗濯物干しを1階に移そうと考えている。洗濯物干しのためのウッドデッキを造る工事は支給対象になるか。	ベランダの増設にあたるため、支給対象とならない。	
22	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。 また、階段に滑り止めのゴム、ノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	支給対象となる。 ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12. 3. 31事務連絡 介護保険最新情報vol. 59 介護報酬等に係るQ&A 12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
23	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	特殊寝台を和室に設置する等の場合、畳が傷む等の理由で畳をフローリングに変える工事は支給の対象となるか。	本人の身体状況等に応じた工事ではないため、支給の対象外となる。	
24	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給の対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせた性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。 具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2

	項 目	質 問	回 答	参考根拠
25	引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給の対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
26	引き戸等への扉の取替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12. 11. 22 介護保険最新情報vol. 93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
27	洋式便器等への便器の取替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
28	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
29	洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
30	洋式便器等への便器の取替え	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12. 4. 28事務連絡 介護保険最新情報vol. 71 介護報酬等に係るQ&A vol. 2
31	その他	既存の浴室をユニットバスに改修する工事は介護保険の支給対象となるか。	ユニットバスについては被保険者本人に必要な住宅改修の項目ごとに見積金額の按分ができる場合のみ支給対象となる。 【支給対象となる工事例】 ・立ち上がり用の手すりの取付け ・転倒防止を目的とした浴室床の滑りにくい床材への変更 ・脱衣所と浴室の段差解消を目的とした浴室床部分の改修 ・浴室床と浴槽底の高低差を軽減させる段差の解消としての浴槽の取替え ・被保険者本人の身体状況に合わせた引き戸等への扉の取替え	